

承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

④ 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができな

一 破産者で復権を得ない者

二 拘禁刑以上の刑に処せられた者

★令和四法八(令和七、六)一施行による改正
第二号中「禁錮」は「拘禁刑」に改められた。本文雖込み(済み)

⑤ 委員の任命については、そのうち三人以上が同一の政党に所属することとなつてはならない。

(委員の任期)

第八条① 委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間に在任する。

② 委員は、一回に限り再任されることが出来る。

(委員の失職及び罷免)

第九条① 委員は、第七條第四項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失ふものとする。

② 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができな

③ 内閣総理大臣は、両議院の同意を得て、左に掲げる委員を罷免する。

一 委員のうち何人も所属してゐなかつた同一の政党に新たに三人以上の委員が所属するに至つた場合においては、これらの者のうち二人をこえる員数の委員

二 委員のうち一人がすでに所属してゐる政党に新たに三人以上の委員が所属するに至つた場合においては、これらの者のうち一人をこえる員数の委員

④ 内閣総理大臣は、委員のうち二人がすでに所属してゐる政党に新たに所属するに至つた委員を直ちに罷免する。

⑤ 第七條第三項及び前二項の場合を除く外、委員は、その意に反して罷免されることがない。

(委員の服務等)

第一〇条① 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第九十六條第三項、第九十七條、第九十八條第一項、第九十九條、第一百條第一項及び第二項、第一百三條第一項及び第二項並びに第一百四條の規定は、委員の服務について準用する。この場合において、同法第九十七條中「政令」とあるのは、「内閣府令」と、同法第一百三條第二項中「人事院規則の定めるところにより、所轄庁の長の申出により人事院の承認」とあり、又は同法第一百四條中「内閣総理大臣及びその職員」の所轄庁の長の許可」とあるのは、「内閣総理大臣の承認」と読み替へるものとする。

② 委員は、内閣府令により地方公共団体の常勤の職員又は国家公務員法第六十條の第二項に規定する短時間勤務の官職若しくは

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

③ 委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

④ 委員の給与は、別に法律で定める。

(会議)

第二二条① 国家公安委員会は、委員長が招集する。国家公安委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。

② 国家公安委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

③ 委員長が故障がある場合には、第六條第三項に規定する委員長を代理する者は、前二項に規定する委員長の職務を行うものとし、これらの項に規定する会議又は議事の定数等の計算については、なお委員であるものとする。

(規則の制定)

第二三条 国家公安委員会は、その所掌事務について、法律、政令又は内閣府令の特別の委任に基づいて、国家公安委員会規則を制定することが出来る。

(監察の指示等)

第二四條 国家公安委員会は、第五條第四項第二十六号の監察に基づき、指示を具體的又は個別的な事項にわたるものとする事が出来る。

② 国家公安委員会は、前項の規定による指示をした場合において、必要があると認めるときは、その指名する委員に、当該指示に係る事項の履行の状況を点検させることができる。

③ 国家公安委員会は、警察庁の職員に、前項の規定により指名された委員の同項に規定する事務を補助させることができる。

(資料の提出の要求等)

第二五條 ① 国家公安委員会は、第五條第六項に規定する事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、ることができる。

② 国家公安委員会は、第五條第六項に規定する事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告をすることが出来る。

③ 国家公安委員会は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとつた措置について報告を求め、ることができる。

④ 国家公安委員会は、第二二條の規定により勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法(昭和二十三年法律第五号)第六條の規定による措置をとられるより意見を具申することが出来る。

(専門委員)

第二六條 ① 国家公安委員会に、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給

付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号)及び国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律(平成三十八年法律第七十三号)の規定による裁定に係る審査請求について専門の事項を調査審議させるため、専門委員若干人を置く。

② 専門委員の任命、任期その他専門委員に関し必要な事項は、政令で定める。

(国家公安委員会の職務)

第二七條 国家公安委員会の職務は、警察庁において処理する。

第二八條 国家公安委員会の運営

第二九條 この法律に定めるものの外、国家公安委員会の運営に關し必要な事項は、国家公安委員会が定める。

第三章 警察庁

第一節 総則

(設置)

第三〇條 国家公安委員会に、警察庁を置く。

(長官)

第三一條 警察庁の長は、警察庁長官とし、国家公安委員会が内閣総理大臣の承認を得て、任免する。

警察庁長官(以下「長官」という)は、国家公安委員会の管理に服し、警察庁の事務を統括し、その所掌の職員を任免し、及びその服務についてこれを監督し、並びに警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する。

(所掌事務)

第三二條 警察庁は、国家公安委員会の管理の下に、第五條第四項各号に掲げる事務をつかさどり、並びに同條第五項及び第六項に規定する事務について国家公安委員会を補助する。

(次長)

第三三條 警察庁に、次長一人を置く。

第三四條 長官を助け、庁務を整理し、各部署及び機関の事務を監督する。

第二節 内部部局

(内部部局)

第三五條 警察庁に、長官官房及び次の五局を置く。

刑事局

生活安全局

サイバー警察局

警備局

交通局

サイバー警察局に組織犯罪対策部を、警備局に外事情報部及び警備運用部を置く。

(官房長、局長及び部長)

第三六條 ① 長官官房に官房長を、各局に局長を置く。

② 官房長又は局長は、命を受け、長官官房の事務又は局務を掌理する。

③ 各局に、部長を置く。

④ 部長は、命を受け、部務を掌理する。

(長官官房の所掌事務)

第三七條 長官官房においては、警察庁の所掌事務に關し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関する事項

二 長官の官印及び庁印の管理に關すること

三 公文書類の授受、発送、編集及び保存に關すること

四 所管行政に關する企画、立案及び総合調整に關すること(次号に掲げるものを除く)

五 第五條第一項の任務に關する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に關して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一的な実施に必要となす企画及び立案並びに総合調整に關すること

六 所管行政に關する政策の評価に關すること

七 法令案の審査に關すること

八 所管行政に係る統計に關する事務の総括に關すること

九 広報に關すること

十 情報の公開に關すること

十一 個人情報保護に關すること

十二 留置施設に關すること

十三 警察施設の人事及び定員に關すること

十四 監察に關すること

十五 予算、決算及び会計に關すること

十六 国有財産及び物品の管理及び処分に關すること

十七 会計の監査に關すること

十八 警察教養に關すること

十九 警察職員の福利厚生に關すること

二十 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に關すること

二十一 犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に關すること

二十二 犯罪被害者等給付金に關すること

二十三 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に關する法律第三條第一項に規定する給付金に關すること

二十四 国外犯罪被害者等給付金の支給に關する法律第三條に規定する国外犯罪被害者等給付金に關すること

二十五 警察通信に關すること

二十六 所管行政に關する情報の管理に關する企画及び技術的研究に關すること

二十七 所管行政に關する情報システムの整備及び管理に關すること

二十八 警察裝備に關すること

二十九 所管行政に係る国際協力に關する事務の総括に關すること

三十 前各号に掲げるもののほか、他の局又は機関の所掌に屬しない事務に關すること

(生活安全局の所掌事務)

第三八條 生活安全局においては、警察庁の所掌事務に關し、次に掲げる事務をつかさどる。

付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号)及び国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律(平成三十八年法律第七十三号)の規定による裁定に係る審査請求について専門の事項を調査審議させるため、専門委員若干人を置く。

② 専門委員の任命、任期その他専門委員に関し必要な事項は、政令で定める。

(国家公安委員会の職務)

第二七條 国家公安委員会の職務は、警察庁において処理する。

第二八條 国家公安委員会の運営

第二九條 この法律に定めるものの外、国家公安委員会の運営に關し必要な事項は、国家公安委員会が定める。

第三章 警察庁

第一節 総則

(設置)

第三〇條 国家公安委員会に、警察庁を置く。

(長官)

第三一條 警察庁の長は、警察庁長官とし、国家公安委員会が内閣総理大臣の承認を得て、任免する。

警察庁長官(以下「長官」という)は、国家公安委員会の管理に服し、警察庁の事務を統括し、その所掌の職員を任免し、及びその服務についてこれを監督し、並びに警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する。

(所掌事務)

第三二條 警察庁は、国家公安委員会の管理の下に、第五條第四項各号に掲げる事務をつかさどり、並びに同條第五項及び第六項に規定する事務について国家公安委員会を補助する。

(次長)

第三三條 警察庁に、次長一人を置く。

第三四條 長官を助け、庁務を整理し、各部署及び機関の事務を監督する。

第二節 内部部局

(内部部局)

第三五條 警察庁に、長官官房及び次の五局を置く。

刑事局

生活安全局

サイバー警察局

警備局

交通局

サイバー警察局に組織犯罪対策部を、警備局に外事情報部及び警備運用部を置く。

(官房長、局長及び部長)

第三六條 ① 長官官房に官房長を、各局に局長を置く。

② 官房長又は局長は、命を受け、長官官房の事務又は局務を掌理する。

③ 各局に、部長を置く。

④ 部長は、命を受け、部務を掌理する。

は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、国がその一部を補助する。

第二節 都道府県公安委員会

第三八条 都道府県知事の所轄の下に、都道府県公安委員会を置く。

都道府県公安委員会は、都道府県及び地方自治法（昭和十二年法律第六十七号）第二百五十三條の十九第一項の規定により指定する市（以下「指定市」という。）を包括する員（以下「指定員」という。）にあつては五人の委員、指定員以外の員にあつては二人の委員をもつて組織する。

都道府県公安委員会は、都道府県警察を管理する。

都道府県公安委員会は、都道府県公安委員会の事務について第五條第五項の規定は、都道府県公安委員会の事務について準用する。

都道府県公安委員会は、その権限に属する事務に關し、法令又は条例の特別の委任に基いて、都道府県公安委員会規則を制定することができる。

都道府県公安委員会は、国家公安委員会及び他の都道府県公安委員会と常に緊密な連絡を保持しなければならない。

委員は、当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の履歴のないものの中から、都道府県知事が都道府県の議会の同意を得て、任命する。ただし、道、府及び指定市に於ては、その委員のうち二人は、当該道、府又は指定市に於ては、その議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の履歴のないものの中から、当該指定市の市長がその市の議会の同意を得て推薦したもつて、当該道、府又は指定市の市長が任命する。

次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- 一 破産者で復権を得ない者
二 拘禁刑以上の刑に処せられた者
三 委員の任命については、そのうち二人以上（都、道、府及び指定市にあつては三人以上）が同一の政党に所属することとなつてはならない。

令（昭和七、六、一）施行による改正
第一項ただし書中「但し」は「ただし」に、「推せんした」は「推薦した」に改められ、第二項第二号中「禁錮」は「拘禁刑」に改められた（本文織込み済み）

委員の任期

第四〇条 委員の任期は、三年とする。但し、補次の委員は、前任者の残任期間在任する。

委員は、二回に限り再任されることができ、

委員の失職及び罷免

第四一條 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合において、その職を失ふものとする。

- 一 第三十九條第三項各号のいずれかに該当するに至つた場合
二 当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者でなくなつた場合（第三十九條第一項ただし書に規定する委員については、当該指定市の議会の議員の被選挙権を有する者でなくなつた場合）
三 都道府県知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに不適当な非行があることを認め、当該都道府県の議会の同意を得てこれを罷免することができる。但し、第三十九條第三項但書に規定する委員の罷免については、道、府又は指定市の市長がその市の議会の同意を得たときは、これを罷免することができる。

指定員以外の員は、委員のうち三人以上が同一の政党に所属するに至つた場合においては、これらの者のうち一人をこえる員数の委員を当該都道府県の議会の同意を得て、罷免する。

都、道、府及び指定市の知事は、委員のうち三人以上が同一の政党に所属するに至つた場合においては、第九條第三項各号の規定の例により、そのこえるに至つた員数の委員を、当該都、道、府又は指定市の議会の同意を得て、罷免する。但し、新たに同一の政党に所属するに至つた委員のうち第三十九條第二項但書に規定するものを含むときは、これらの委員のうち罷免すべきものは、多くして定める。

都道府県知事は、委員のうち二人（都、道、府及び指定市にあつては三人）がすでに所属している政党に新たに所属するに至つた委員を直ちに罷免する。

前四項の場合を除く外、委員は、その意に反して罷免されることがない。

第四二条 地方公務員法第二條から第三十四條まで及び第三十八條第一項本文の規定は、委員の服務について準用する。ただし、都道府県知事は、委員が同項に規定する地位を兼ね、又は同項に規定する行為をすることが委員の職務の遂行上支障があると認める場合は、同項に規定する許可を与えるものとする。

委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは常勤の職員又は地方公務員法第三十三條の四第一項に規定する短時間勤務の職務を占める職員と兼ねることができない。

委員は、政党的その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

都道府県公安委員会に委員長を置き、委員が互選する。

委員長の任期は、二年とする。但し、再任されることができ、

委員長は、会務を総理し、都道府県公安委員会を代表する。

都道府県公安委員会に委員長を置き、委員が互選する。

委員長の任期は、二年とする。但し、再任されることができ、

委員長は、会務を総理し、都道府県公安委員会を代表する。

第四三条 都道府県公安委員会は、都道府県警察の事務又は都道府県警察の職員に非違に關する監察に關して必要があることを認めるときは、都道府県警察に對する第三十八條第三項の規定に基づく指示を具體的又は個別的な事項にわたるものとすることができる。

都道府県公安委員会は、前項の規定による指示をした場合において、必要があることを認めるときは、その指名する委員に、当該指示に係る事項の履行の状況を点検させることができる。

都道府県公安委員会は、都道府県警察の職員（第六十條第一項の規定による援助の要求により派遣された警察庁の職員を含む）に、前項の規定により指名された委員の同項に規定する事務を補助させることができる。

都道府県公安委員会の庶務は、警視庁又は道府県警察本部において処理する。

都道府県公安委員会の運営
第四四條 この法律に定めるものの外、都道府県公安委員会の運営に關し必要な事項は、都道府県公安委員会が定める。

方面公安委員会
第四五條 第五十一條に規定する方面本部を管理する機関として、同條の規定により方面本部を置く方面ごとに、方面公安委員会を置く。

第三十八條第二項及び第六項並びに第三十九條から前条までの指定員以外の員は、都道府県公安委員会及びその委員に關する規定は、方面公安委員会について準用する。この場合において、第三十八條第六項中「及び他の都道府県公安委員会」とあるのは、並びに他の方面公安委員会及び都道府県公安委員会」と、第四十三條の二中「都道府県警察」とあるのは、方面本部」と、第四十三條第一項中「第三十八條第三項」とあるのは、第四十六條第一項」と読み替へるものとする。

指定市の指定があつた場合における県公安委員会の組織等に關する特例
第四六條 新たに指定市の指定があつた場合における当該指定市を包括する員は、都道府県公安委員会の第三十九條第一項ただし書に規定する委員が最初に任命されるまでの間の委員の数及びその最初に任命される委員の任期に關する本節の規定の適用の特例については、政令で定める。

第三節 都道府県警察の組織

警視庁及び道府県警察本部
第四七條 都道府県警察本部として、警視庁を都道府県警察の本部として、都道府県警察本部を置く。

警視庁及び道府県警察本部は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理の下に、都警察及び道府県警察の事務をつかさどり、並びに第三十八條第四項において準用する第五條第五項の事務について、都道府県公安委員会を補佐する。

警視庁は特別区の区域内に、道府県警察本部は道府県庁所在地に置く。

警視庁及び道府県警察本部の内部組織は、政令で定める基準に從ひ、條例で定める。

警視總監及び都道府県警察本部（以下「警察本部」という。）は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理に服し、警視庁及び道府県警察本部の事務を統括し、並びに都警察及び道府県警察の所属の警察職員を指揮監督する。

警視總監の任免
第四九條 警視總監は、国家公安委員会が都公安委員会の同意を得た上内閣総理大臣の承認を得て、任免する。

都公安委員会は、国家公安委員会に對し、警視總監の懲戒又は罷免に關し必要な勧告をすることができ、

警察本部の任免
第五〇條 警察本部長は、国家公安委員会が道府県公安委員会の同意を得て、任免する。

道府県公安委員会は、国家公安委員会に對し、警察本部長の懲戒又は罷免に關し必要な勧告をすることができ、

方面本部
第五一條 道の区域を五以内の方面に分ち、方面の区域内における警察の事務を処理させるため、方面ごとに方面本部を置く。但し、道府県警察本部の所在地を包括する方面には、置かないものとする。

方面本部に、方面本部長を置く。

方面本部長は、方面公安委員会の管理に服し、方面本部の事務を統括し、及び道府県警察本部長の命を受け、方面本部の所属の警察職員を指揮監督する。

前條の規定は、方面本部長について準用する。

方面の本部長、名称及び区域並びに方面本部の位置は、国家公安委員会の意見を聞いて、條例で定める。

方面本部の内部組織は、政令で定める基準に從ひ、條例で定める。

市警察部

指定市の区域内における道府県警察本部の事務を分掌させるため、当該指定市の区域内に市警察部を置く。

市警察部に、部長を置く。

市警察部長は、市警察部の事務を統括し、及び道府県警察本部長の命を受け、市警察部の所属の警察職員を指揮監督する。

市警察部は、市警察部の事務を統括し、及び道府県警察本部長の命を受け、市警察部の所属の警察職員を指揮監督する。

都道府県の区域を分ち、各地域を管轄する警察署を置く。

警察署に、署長を置く。

警視總監は、警視總監、警察本部長、方面本部長又は市警察部部長の指揮監督を受け、その管轄区域内における警察の事務を処理し、所属の警察職員を指揮監督する。

警察署の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める基準に從ひ、條例で定める。

警視庁及び道府県警察本部の内部組織は、政令で定める基準に從ひ、條例で定める。

警視總監及び都道府県警察本部（以下「警察本部」という。）は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理に服し、警視庁及び道府県警察本部の事務を統括し、並びに都警察及び道府県警察の所属の警察職員を指揮監督する。

警視總監の任免
第四九條 警視總監は、国家公安委員会が都公安委員会の同意を得た上内閣総理大臣の承認を得て、任免する。

都公安委員会は、国家公安委員会に對し、警視總監の懲戒又は罷免に關し必要な勧告をすることができ、

警察本部の任免
第五〇條 警察本部長は、国家公安委員会が道府県公安委員会の同意を得て、任免する。

道府県公安委員会は、国家公安委員会に對し、警察本部長の懲戒又は罷免に關し必要な勧告をすることができ、

方面本部
第五一條 道の区域を五以内の方面に分ち、方面の区域内における警察の事務を処理させるため、方面ごとに方面本部を置く。但し、道府県警察本部の所在地を包括する方面には、置かないものとする。

方面本部に、方面本部長を置く。

方面本部長は、方面公安委員会の管理に服し、方面本部の事務を統括し、及び道府県警察本部長の命を受け、方面本部の所属の警察職員を指揮監督する。

前條の規定は、方面本部長について準用する。

方面の本部長、名称及び区域並びに方面本部の位置は、国家公安委員会の意見を聞いて、條例で定める。

方面本部の内部組織は、政令で定める基準に從ひ、條例で定める。

市警察部

指定市の区域内における道府県警察本部の事務を分掌させるため、当該指定市の区域内に市警察部を置く。

市警察部に、部長を置く。

市警察部長は、市警察部の事務を統括し、及び道府県警察本部長の命を受け、市警察部の所属の警察職員を指揮監督する。

市警察部は、市警察部の事務を統括し、及び道府県警察本部長の命を受け、市警察部の所属の警察職員を指揮監督する。

都道府県の区域を分ち、各地域を管轄する警察署を置く。

警察署に、署長を置く。

警察署長は、警視總監、警察本部長、方面本部長又は市警察部部長の指揮監督を受け、その管轄区域内における警察の事務を処理し、所属の警察職員を指揮監督する。

警察署の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める基準に從ひ、條例で定める。

警視庁及び道府県警察本部の内部組織は、政令で定める基準に從ひ、條例で定める。

警視總監及び都道府県警察本部（以下「警察本部」という。）は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理に服し、警視庁及び道府県警察本部の事務を統括し、並びに都警察及び道府県警察の所属の警察職員を指揮監督する。

警視總監の任免
第四九條 警視總監は、国家公安委員会が都公安委員会の同意を得た上内閣総理大臣の承認を得て、任免する。

都公安委員会は、国家公安委員会に對し、警視總監の懲戒又は罷免に關し必要な勧告をすることができ、

警察本部の任免
第五〇條 警察本部長は、国家公安委員会が道府県公安委員会の同意を得て、任免する。

道府県公安委員会は、国家公安委員会に對し、警察本部長の懲戒又は罷免に關し必要な勧告をすることができ、

方面本部
第五一條 道の区域を五以内の方面に分ち、方面の区域内における警察の事務を処理させるため、方面ごとに方面本部を置く。但し、道府県警察本部の所在地を包括する方面には、置かないものとする。

方面本部に、方面本部長を置く。

方面本部長は、方面公安委員会の管理に服し、方面本部の事務を統括し、及び道府県警察本部長の命を受け、方面本部の所属の警察職員を指揮監督する。

前條の規定は、方面本部長について準用する。

方面の本部長、名称及び区域並びに方面本部の位置は、国家公安委員会の意見を聞いて、條例で定める。

方面本部の内部組織は、政令で定める基準に從ひ、條例で定める。

市警察部

指定市の区域内における道府県警察本部の事務を分掌させるため、当該指定市の区域内に市警察部を置く。

市警察部に、部長を置く。

市警察部長は、市警察部の事務を統括し、及び道府県警察本部長の命を受け、市警察部の所属の警察職員を指揮監督する。

市警察部は、市警察部の事務を統括し、及び道府県警察本部長の命を受け、市警察部の所属の警察職員を指揮監督する。

都道府県の区域を分ち、各地域を管轄する警察署を置く。

警察署に、署長を置く。

警察署長は、警視總監、警察本部長、方面本部長又は市警察部部長の指揮監督を受け、その管轄区域内における警察の事務を処理し、所属の警察職員を指揮監督する。

警察署の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める基準に從ひ、條例で定める。

警視庁及び道府県警察本部の内部組織は、政令で定める基準に從ひ、條例で定める。

警視總監及び都道府県警察本部（以下「警察本部」という。）は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理に服し、警視庁及び道府県警察本部の事務を統括し、並びに都警察及び道府県警察の所属の警察職員を指揮監督する。

警視總監の任免
第四九條 警視總監は、国家公安委員会が都公安委員会の同意を得た上内閣総理大臣の承認を得て、任免する。

都公安委員会は、国家公安委員会に對し、警視總監の懲戒又は罷免に關し必要な勧告をすることができ、

警察本部の任免
第五〇條 警察本部長は、国家公安委員会が道府県公安委員会の同意を得て、任免する。

道府県公安委員会は、国家公安委員会に對し、警察本部長の懲戒又は罷免に關し必要な勧告をすることができ、

方面本部
第五一條 道の区域を五以内の方面に分ち、方面の区域内における警察の事務を処理させるため、方面ごとに方面本部を置く。但し、道府県警察本部の所在地を包括する方面には、置かないものとする。

方面本部に、方面本部長を置く。

方面本部長は、方面公安委員会の管理に服し、方面本部の事務を統括し、及び道府県警察本部長の命を受け、方面本部の所属の警察職員を指揮監督する。

前條の規定は、方面本部長について準用する。

方面の本部長、名称及び区域並びに方面本部の位置は、国家公安委員会の意見を聞いて、條例で定める。

方面本部の内部組織は、政令で定める基準に從ひ、條例で定める。

市警察部

指定市の区域内における道府県警察本部の事務を分掌させるため、当該指定市の区域内に市警察部を置く。

市警察部に、部長を置く。

市警察部長は、市警察部の事務を統括し、及び道府県警察本部長の命を受け、市警察部の所属の警察職員を指揮監督する。

市警察部は、市警察部の事務を統括し、及び道府県警察本部長の命を受け、市警察部の所属の警察職員を指揮監督する。

都道府県の区域を分ち、各地域を管轄する警察署を置く。

警察署に、署長を置く。

警察署長は、警視總監、警察本部長、方面本部長又は市警察部部長の指揮監督を受け、その管轄区域内における警察の事務を処理し、所属の警察職員を指揮監督する。

警察署の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める基準に從ひ、條例で定める。

警視庁及び道府県警察本部の内部組織は、政令で定める基準に從ひ、條例で定める。

警視總監及び都道府県警察本部（以下「警察本部」という。）は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理に服し、警視庁及び道府県警察本部の事務を統括し、並びに都警察及び道府県警察の所属の警察職員を指揮監督する。

警視總監の任免
第四九條 警視總監は、国家公安委員会が都公安委員会の同意を得た上内閣総理大臣の承認を得て、任免する。

都公安委員会は、国家公安委員会に對し、警視總監の懲戒又は罷免に關し必要な勧告をすることができ、

警察本部の任免
第五〇條 警察本部長は、国家公安委員会が道府県公安委員会の同意を得て、任免する。

道府県公安委員会は、国家公安委員会に對し、警察本部長の懲戒又は罷免に關し必要な勧告をすることができ、

方面本部
第五一條 道の区域を五以内の方面に分ち、方面の区域内における警察の事務を処理させるため、方面ごとに方面本部を置く。但し、道府県警察本部の所在地を包括する方面には、置かないものとする。

方面本部に、方面本部長を置く。

方面本部長は、方面公安委員会の管理に服し、方面本部の事務を統括し、及び道府県警察本部長の命を受け、方面本部の所属の警察職員を指揮監督する。

前條の規定は、方面本部長について準用する。

方面の本部長、名称及び区域並びに方面本部の位置は、国家公安委員会の意見を聞いて、條例で定める。

方面本部の内部組織は、政令で定める基準に從ひ、條例で定める。

市警察部

指定市の区域内における道府県警察本部の事務を分掌させるため、当該指定市の区域内に市警察部を置く。

市警察部に、部長を置く。

市警察部長は、市警察部の事務を統括し、及び道府県警察本部長の命を受け、市警察部の所属の警察職員を指揮監督する。

市警察部は、市警察部の事務を統括し、及び道府県警察本部長の命を受け、市警察部の所属の警察職員を指揮監督する。

都道府県の区域を分ち、各地域を管轄する警察署を置く。

警察署に、署長を置く。

警察署長は、警視總監、警察本部長、方面本部長又は市警察部部長の指揮監督を受け、その管轄区域内における警察の事務を処理し、所属の警察職員を指揮監督する。

警察署の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める基準に從ひ、條例で定める。

警視庁及び道府県警察本部の内部組織は、政令で定める基準に從ひ、條例で定める。

警視總監及び都道府県警察本部（以下「警察本部」という。）は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理に服し、警視庁及び道府県警察本部の事務を統括し、並びに都警察及び道府県警察の所属の警察職員を指揮監督する。

警視總監の任免
第四九條 警視總監は、国家公安委員会が都公安委員会の同意を得た上内閣総理大臣の承認を得て、任免する。

都公安委員会は、国家公安委員会に對し、警視總監の懲戒又は罷免に關し必要な勧告をすることができ、

警察本部の任免
第五〇條 警察本部長は、国家公安委員会が道府県公安委員会の同意を得て、任免する。

道府県公安委員会は、国家公安委員会に對し、警察本部長の懲戒又は罷免に關し必要な勧告をすることができ、

方面本部
第五一條 道の区域を五以内の方面に分ち、方面の区域内における警察の事務を処理させるため、方面ごとに方面本部を置く。但し、道府県警察本部の所在地を包括する方面には、置かないものとする。

対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ(やむを得ない場合においては、事後に)必要な事項を警察庁に連絡しなければならない。

③ 第一項の規定による援助の要求により派遣された警察庁又は都道府県警察の警察官は、援助の要求をした都道府県公安委員会が管理する都道府県警察の管轄区域内において、当該都道府県公安委員会が管理の下に、職務を行うことができる。

④ 長官は、重大サイバー事案について警察庁と都道府県警察が共同して処理を行う必要があると認めるときは、当該重大サイバー事案の処理に関する方針を定め、警察庁又は関係都道府県警察の第一項の規定による指示により派遣された者を含むに、当該重大サイバー事案の処理に関し、当該方針の範囲内で、警察庁及び関係都道府県警察の警察職員に対して必要な指揮を行わせることができる。

⑤ 第一項の規定による指示により重大サイバー事案の処理に關して警察庁に派遣された都道府県警察の警察官は、国家公安委員会の管理の下に、当該重大サイバー事案の処理に必要な限度で、全国において、職務を行うことができる。

第五章 警察職員
第六十二条 警察官(長官を除く。)の階級は、警視總監、警視監、警視長、警視正、警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査とする。

第六十三条 警察官は、上官の指揮監督を受け、警察の事務を執行する。

第六十四条 第五項第四項第十六号に掲げるものに係る事務に關して必要な職務を行う警察官は、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該職務に必要な限度で職務を行うものとする。

第六十五条 警察官は、いかなる地域においても、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第二百二十二条に規定する現行犯人の逮捕に關しては、警察官としての職務を行うことができる。

第六十六条 警察官は、二以上の都道府県警察の管轄区域にわたる交通機関における移動警察については、関係都道府県警察の協議して定めたところにより、当該関係都道府県警察の管轄区域内において、職務を行うことができる。

第六十七条 警察官は、その職務の遂行のため小型武器を所持することができる。

第六十八条 国は、政令で定めるところにより、警察官の職務の遂行に必要と認められる被服を支給し、及び装備品を貸与するものとする。

第六十九条 皇宮護衛官の階級は、皇宮警視監、皇宮警視長、皇宮警視正、皇宮警視、皇宮警部、皇宮警部補、皇宮巡査部長及び皇宮巡査とする。

第七十条 警察官の制服、及び表彰に關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第七十一条 内閣総理大臣は、前条に規定する緊急事態の布告が發せられたときは、本条の定めるところに従い、一時的に警察を統制する。この場合においては、内閣総理大臣は、その緊急事態を收拾するため必要な限度において、長官を直接に指揮監督するものとする。

第七十二条 内閣総理大臣は、前条に規定する緊急事態の布告が發せられたときは、本条の定めるところに従い、一時的に警察を統制する。この場合においては、内閣総理大臣は、その緊急事態を收拾するため必要な限度において、長官を直接に指揮監督するものとする。

第七十三条 第七十一条に規定する緊急事態の布告が發せられたときは、長官は布告に記載された区域(以下本条中「布告区域」という。)を管轄する都道府県警察の警視總監又は警察本部長に対し、管区警察局長は布告区域を管轄する府県警察の警察本部長に対し、必要な命令をし、又は指揮をするものとする。

第七十四条 第七十一条に規定する緊急事態の布告が發せられたときは、長官は、布告区域を管轄する都道府県警察以外の都道府県警察に對して、布告区域その他必要な区域に警察官を派遣することを命ずることができる。

第七十五条 内閣総理大臣は、第七十一条の規定により、緊急事態の布告を發した日(以下「発令の日」という。)から二十日以内に国会に付議し、その承認を求めなければならない。但し、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてすみやかにその承認を求めなければならない。

第七十六条 内閣総理大臣は、前項の場合において承認の議決があつたとき、国会が緊急事態の布告の廃止を議決したとき、又は当該布告の必要がなくなつたときは、すみやかに当該布告を廃止しなければならない。

第七十七条 国家公安委員会の助言義務
第七十五条 国家公安委員会は、内閣総理大臣に対し、本章に規定する内閣総理大臣の職務の行使について、常に必要な助言をしなければならない。

第七章 雑則
第七十六条 都道府県公安委員会及び警察官と検察官との関係は、刑事訴訟法の定めるところによる。

第七十七条 国家公安委員会及び長官は、検事総長と常に緊密な連絡を保つものとする。

(恩給)
第七十七条 地方警察職員に次に掲げるものは、恩給法(大正十

対し広域組織犯罪等の処理に要する人員の派遣を要求すること、第六十条の三の規定により広域組織犯罪等を処理するためその管轄区域外に権限を及ぼすことその他のこの節に規定する措置をとらなければならない。

③ 長官は、重大サイバー事案について警察庁と都道府県警察が共同して処理を行う必要があると認めるときは、当該重大サイバー事案の処理に関する方針を定め、警察庁又は関係都道府県警察の第一項の規定による指示により派遣された者を含むに、当該重大サイバー事案の処理に關し、当該方針の範囲内で、警察庁及び関係都道府県警察の警察職員に対して必要な指揮を行わせることができる。

④ 第一項の規定による指示により重大サイバー事案の処理に關して警察庁に派遣された都道府県警察の警察官は、国家公安委員会の管理の下に、当該重大サイバー事案の処理に必要な限度で、全国において、職務を行うことができる。

第七十一条 内閣総理大臣は、前条に規定する緊急事態の布告が發せられたときは、本条の定めるところに従い、一時的に警察を統制する。この場合においては、内閣総理大臣は、その緊急事態を收拾するため必要な限度において、長官を直接に指揮監督するものとする。

第七十二条 内閣総理大臣は、前条に規定する緊急事態の布告が發せられたときは、本条の定めるところに従い、一時的に警察を統制する。この場合においては、内閣総理大臣は、その緊急事態を收拾するため必要な限度において、長官を直接に指揮監督するものとする。

第七十三条 第七十一条に規定する緊急事態の布告が發せられたときは、長官は布告に記載された区域(以下本条中「布告区域」という。)を管轄する都道府県警察の警視總監又は警察本部長に対し、管区警察局長は布告区域を管轄する府県警察の警察本部長に対し、必要な命令をし、又は指揮をするものとする。

第七十四条 第七十一条に規定する緊急事態の布告が發せられたときは、長官は、布告区域を管轄する都道府県警察以外の都道府県警察に對して、布告区域その他必要な区域に警察官を派遣することを命ずることができる。

第七十五条 内閣総理大臣は、第七十一条の規定により、緊急事態の布告を發した日(以下「発令の日」という。)から二十日以内に国会に付議し、その承認を求めなければならない。但し、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてすみやかにその承認を求めなければならない。

第七十六条 内閣総理大臣は、前項の場合において承認の議決があつたとき、国会が緊急事態の布告の廃止を議決したとき、又は当該布告の必要がなくなつたときは、すみやかに当該布告を廃止しなければならない。

第七十七条 国家公安委員会の助言義務
第七十五条 国家公安委員会は、内閣総理大臣に対し、本章に規定する内閣総理大臣の職務の行使について、常に必要な助言をしなければならない。

第七章 雑則
第七十六条 都道府県公安委員会及び警察官と検察官との関係は、刑事訴訟法の定めるところによる。

第七十七条 国家公安委員会及び長官は、検事総長と常に緊密な連絡を保つものとする。

(恩給)
第七十七条 地方警察職員に次に掲げるものは、恩給法(大正十

對し広域組織犯罪等の処理に要する人員の派遣を要求すること、第六十条の三の規定により広域組織犯罪等を処理するためその管轄区域外に権限を及ぼすことその他のこの節に規定する措置をとらなければならない。

③ 長官は、重大サイバー事案について警察庁と都道府県警察が共同して処理を行う必要があると認めるときは、当該重大サイバー事案の処理に関する方針を定め、警察庁又は関係都道府県警察の第一項の規定による指示により派遣された者を含むに、当該重大サイバー事案の処理に關し、当該方針の範囲内で、警察庁及び関係都道府県警察の警察職員に対して必要な指揮を行わせることができる。

④ 第一項の規定による指示により重大サイバー事案の処理に關して警察庁に派遣された都道府県警察の警察官は、国家公安委員会の管理の下に、当該重大サイバー事案の処理に必要な限度で、全国において、職務を行うことができる。

二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員とみなして同法の規定を準用する。

一 警部補、巡査部長又は巡査である警察官

二 警視又は警部である警察官

三 その他の職員

② 前項の規定を適用する場合においては、同項第一号に掲げる職員は恩給法第二十三条に規定する警察監獄職員とみなし、同項第二号及び第三号に掲げる職員は同法第二十条第一項に規定する文官とみなす。

③ 第一号各号に掲げる地方警察職員が引き続き恩給法第十九条に規定する公務員若しくは他の都道府県警察の同項各号に掲げる地方警察職員となつた場合又は同条に規定する公務員若しくは公務員とみなされる者が引き続き同項各号に掲げる地方警察職員となつた場合においては、恩給に関する法令の適用については、勤続とみなす。但し、同法第二十六条第二項の規定の準用を妨げない。

(国有財産等の無償使用等)

第七八条① 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十三条(同法第十九条において準用する場合を含む)及び財政法(昭和二十三年法律第三十四号)第九條第一項の規定にかかわらず、警察教養施設、警察通信施設、犯罪鑑識施設その他都道府県警察の用に供する必要がある警察用の国有財産(国有財産法第二條第一項に規定する国有財産をいう)及び国有の物品を当該都道府県警察に無償で使用させることができる。

② 警察庁又は都道府県警察は、連絡のため、相互に警察通信施設を使用することができる。

(苦情の申出等)

第七九条① 都道府県警察の職員(第六十二條の三第四項に規定する都道府県警察の警察官を除く)の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。

② 第六十四條第一項に規定する警察庁の警察官及び第六十二條の三第四項に規定する都道府県警察の警察官の当該職務執行について苦情がある者は、国家公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。

③ 都道府県公安委員会又は国家公安委員会は、前二項の申出があつたときは、法令又は条例の規定に基づきこれを誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

一 申出が警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められるとき。

二 申出者の所在が不明であるとき。

三 申出者が他の者と共同して苦情の申出を行つたと認められる場合において、当該他の者に当該苦情に係る処理の結果を通知したとき。

(抗告訴訟等の取扱い)

第八〇条 都道府県公安委員会は、その処分(行政事件訴訟法(昭和二十七年法律第九十九号)第三條第三項に規定する処分をいう。以下この条において同じ)若しくは裁決(同法第三項に規定する裁決をいう。以下この条において同じ)又はその管理する方面公安委員会若しくは都道府県警察の職員の処分若しくは裁決に係る同法第十一條第一項、同法第三十八條第一項、同法第四十三條第三項において準用する場合を含む)又は同法第四十三條第一項において準用する場合を含むの規定による都道府県を被告とする訴訟に對して、当該都道府県を代表する(政令への委任)

第八一條 この法律に特別の定めがある場合を除く外、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(施行期日)

① この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。但し、附則第三項の附則第六項及び附則第十六項の規定は、公布の日から施行し、指定府県の府県公安委員会の委員及び市警察部に關する規定は、昭和三十年七月一日から施行する。

(従前の国家公安委員会及び都道府県公安委員会の廃止)

② 改正前の警察法(昭和二十三年法律九十六号)以下(旧法)と称するに由る国家公安委員会及び都道府県公安委員会は、この法律(前項但書に係る部分を除く。以下同じ)の施行に伴い、廃止されるものとする。

(第三國の無利子貸付け等)

③ 國は、當分の間、都道府県に對し、第三十七條第三項の規定により國がその経費について補助する交通安全施設等整備事業の推進に關する法律(昭和四十四年法律第四十五号)第三條第三項第一号に掲げる交通安全施設等整備事業で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二條第一項第二号に該當するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第三十七條第三項の規定により國が補助する金額に相當する金額を無利子で貸し付けることができる。

④ 前項の國の貸付け金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む)以内で政令で定める期間とする。

⑤ 前項に定めるもののほか、附則第三十三項の規定による貸付け金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

(附則第三十三項の規定による都道府県に對し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である交通安全施設等整備事業に係る第三十七條第三項の規定による國の補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相當する金額を交付することにより行ふものとする。)

⑦ 都道府県が、附則第三十三項の規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、附則第三十四項及び第三十五項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合(政

令で定める場合を除く)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(国家公務員法附則第九條の規定の適用の特例)

⑧ 特定地方警察官に對する国家公務員法附則第九條の規定の適用については、同条中「任命権者」とあるのは、警視總監又は都道府県警察本部長と、對し「人事院規則」とあるのは、對し「条例」とする。

(一般職の職員の給与に關する法律附則第九項の規定の適用の特例)

⑨ 特定地方警察官に對する一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)附則第九項(第一号に係る部分に限る)の規定の適用については、同号中「国家公務員法」とあるのは、警察法(昭和二十九年法律第六十五号)第五十六條の三第五項において読み替へて準用する国家公務員法と、同法とあるのは、警察法第五十六條の三第五項において読み替へて準用する国家公務員法とする。

(附則則(令和四十六(一)七六八(抄))

施行期日 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、(中略)次条並びに附則第十五條(中略)の規定は、公布の日から施行する。

(実施のための準備等)

第二條(略)

③ 特定地方警察官(第七條の規定による改正後の警察法第五十六條の三第五項に規定する特定地方警察官をいう。附則第六條第十項及び第十一條第九項において同じ)に對する前項の規定の適用については、同項中「任命権者」とあるのは、警視總監又は道府県警察本部長と、「對し」とあるのは、對し、第七條の規定による改正後の警察法附則第三十八項の規定により読み替へて適用する」とする。

④ 第四條から第六條まで(国家公務員法の同改正附則参照)

(その他の経過措置の政令等への委任)

第二五條(附則第三條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律整理法(中経過規定)

(令和四十六(一)七六八(抄))

第四四一條から第四四三條まで(刑法の同経過規定参照)

第五〇九條(刑法の同経過規定参照)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律整理法(施行期日(令和四十六(一)七六八(抄))

① この法律は、刑法等一部改正法(刑法等の一部を改正する法律(令和四十六(一)七六八(抄))の施行日(令和四十六(一)七六八(抄))から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

公布の日

